

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年（2013年）3月19日付け平24廃り対策第487号で行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件異議申立ての対象となった公文書のうち次に掲げる事項又は部分以外の部分を開示すべきである。

- (1) 山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会（以下「専門審査会」という。）の委員の氏名、職名及び所属名
- (2) 「本件処分場の位置や周囲の状況等を記した図面4葉」のうち、住民の居住する場所を示す情報を含む図面1葉（頁番号「-6-」と記載）の全て

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成25年3月13日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成18年3月7日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が山口県に提出した〇〇市〇〇の安定型産業廃棄物処分場（以下「本件処分場」という。）設置許可申請に関し、山口県が実施した専門審査会における①全ての専門審査会の開催日、場所及び出席者名、②全ての専門審査会の議事録、並びに各委員の意見書の全て」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成18年度第1回及び第2回専門審査会議事録（概要）に係る別紙1の各表の文書名欄に掲げる各文書（以下「本件公文書」という。）、及び「平成18年3月7日、本件法人が山口県に提出した本件処分場設置許可に関し、山口県が実施した専門審査会における全ての審査会の出席者名」（以下「出席者名が記載された公文書」）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、本件公文書に係る本件請求について本件処分を、出席者名が記載された公文書に係る本件請求について部分開示の決定を、それぞれ行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

#### 4 異議申立て

異議申立人は、本件請求に関して実施機関の行った2件の処分のうち本件処分を不服として、平成25年5月17日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

## 2 異議申立ての理由

産業廃棄物処理施設の設置に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において、産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものでなければ、設置を許可してはならないと規定されている。そして、都道府県知事は、生活環境の保全に関し、環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないとされている。

平成23年6月の山口県議会において、「本件処分場の設置許可を与えた県の対応に問題はなかったのか」との質問に対し、山口県環境生活部長は「事前協議において、関係地域の住民等の承諾を得て、また、関係市の意見を十分に聴取した後、専門家で構成する「産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」等において、法に基づき、構造基準や維持管理基準、周辺環境への影響等を審議するなど、総合的かつ厳正な審査を経て許可したものであり、適正な対応であったと考えております。」と答弁している。その後、平成24年7月17日、山口地方裁判所〇〇支部は、被告である本件法人に対して本件処分場の操業を禁止する判決を言い渡した。

ところで、本件処分場の下流にある2つの地区には上水道の設備がなく、井戸水のみで生活している。そして、周辺農家は河川を利水して米作をしている。また、〇〇川流域はゲンジボタルの発生地として国の天然記念物にも指定されている。さらに、この地域は〇〇市の水道水源である〇〇川の支流でもある。したがって、万一、本件処分場から有害物質が流出するような事態になれば、下流住民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。

本件処分場の下流で生活する者として、井戸水の汚染や農作物の風評被害、さらには水道への影響等、周辺地域の生活環境の保全について、専門審査会がどのような審議を行ったのか、知る権利がある。

今回の専門審査会議事録の開示請求に対し、非開示の決定がなされたことは誠に遺憾である。開示により、専門審査会の委員に何らかの影響を与えるおそれがあるとの理由であるが、むしろ開示しないことによるマイナス面の方が重大ではないのか。それは、廃棄物行政に対する県民の信頼を大きく損なうことにもなる。今日の原発行政を引き合いに出すまでもなく、情報を公開することが行政の信頼を得る上で最も重要なことだと思われる。審査会委員におかれては、この点を十分に理解いただき、氏名等、個人を特定できる箇所を除き、本件公文書の開示の判断をお願いする。

## 3 実施機関の理由説明に対する意見

実施機関の理由説明書は、概ね、次のような趣旨と思われる。

○専門審査会における審査の内容を公開することによる支障等

- (1) 県の機関における将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい障害が生じるおそれがあること
- (2) 行政内部の会議、意見交換が妨げられるおそれがあること
- (3) 各方面から干渉や圧力を受けることが十分考えられること
- (4) 当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあること
- (5) 県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれ

があること

(6) 専門審査会における委員の過去の発言について、責任を問われ、或いは、各方面から様々な形で干渉や圧力等を受けることが想定されること

(7) (6)により、将来における委員の確保が困難となり、審査事務に支障を来すといった事態も想定されること

(8) 審議の記録並びに委員の氏名及び所属名について非公開を条件に委員就任を依頼し、委員は、それを前提として自由な意見交換を行ってきたため、信頼関係が著しく損なわれるおそれがあること

(1)から(4)までは行政内部の事務処理に係る問題である。実施機関の説明によると、産業廃棄物処理施設の設置に関する許認可権者は県知事である。これは法定受託事務であり、申請書類等に重大な瑕疵がなければ、県知事は許可せざるを得ないということである。

しかし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）附則第250条によると、法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、既に法定受託事務とされたものについても、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとされている。

また、山口県市長会及び全国市長会において、産業廃棄物処理施設の設置許可における制度改正について、産業廃棄物処理施設の建設には関係市町村の同意を要件とするよう法律で明確に規定するなどの要望書が出されている。

行政のスムーズな事務処理はもちろん大事である。しかし、産業廃棄物最終処分場の設置に関する許認可においては、過去の最終処分場における重大な環境被害が社会問題になったことを考えると、地元の理解を得ることが何よりも重要なことである。安定型最終処分場は安定5品目だけを埋立処分することになっているから環境に悪影響を及ぼすことはあり得ないという建前論では、とても地元の理解を得ることはできない。どんな業者が、どこに処分場をつくるのか、安定5品目をきちんと分別ができるのか、万一安定5品目以外の産業廃棄物が埋め立てられた場合、周辺的生活環境にどんな影響があると懸念されるのか、等々検討する必要がある。

県は、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」の中で、業者に対し、立地環境調査指針に基づいて「産業廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査報告書」を提出するよう求めている。調査項目としては、①水域利用（上水道、農業用水等の利水状況）、②地下水利用（井戸水の位置、利用目的及び規模等）、③文化財（天然記念物）等が挙げられている。

ちなみに、本件処分場の下流側周辺的生活環境は、異議申立ての理由において申し述べたとおりであり、このような場所に最終処分場の設置が計画され、構造基準や維持管理基準等関係書類の審査と専門審査会の審査を経て許可されたものである。県は、総合的かつ厳正な審査を経て許可したという。しかし、「産業廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査報告書」には、上流の〇〇市についての報告はされているが、影響を受けるおそれのある下流の〇〇市（〇〇〇）に関する報告は一切ない。果たして、専門審査会でどのような審査が行われたのか。総合的かつ厳正な審査を経

て許可したというのであれば、県は専門審査会で何を審査したのか納得のいく説明をすべきである。

(5)の関係当事者とは委員の外、業者のことも言っているのか。

(6)から(8)までは専門審査会の委員に関わる問題である。インターネットで検索したところ、当該専門審査会の委員であることを公表している委員が複数いた。少なくともこれら委員は、専門審査会の内容を開示することに異存はないと思う。また、その他の委員にしても、氏名や所属名、誰の発言であるか等、個人を特定できる情報を開示しなければ、内容自体を開示することにそれほどの抵抗はないと思う。

各方面からの干渉や圧力というのが具体的にどのようなことなのかははっきりしないが、個人を特定されないように注意しながら開示できることはあるはずである。各委員に迷惑がかかるおそれがあるから、すべて非開示というのでは納得できない。

本来なら、専門家としての見識をかわれて県の委員に任命され、引き受けられた以上、各委員におかれては、自身の発言に責任と使命感を持っていただきたいものである。少なくとも、県から報酬を得て、公の専門審査会で審査する以上、干渉や圧力に負けないで、自身の見識と良心にしたがって正々堂々と審査を行っていただきたいと思う。ちなみに、審査会で、過去の発言について責任を問われ、或いは、各方面から様々な形で干渉や圧力等を受けたことにより委員を辞した方がいるのであろうか。

他県では専門審査会そのものを公開しているところもあるくらいである。

最後に、理由説明書に書かれていることは、よく言えば間違いを起こさない主義、悪く言えば事なかれ主義である。県民目線ではなく、内向き官僚的である。しかし、不都合なことでも隠さず、できるだけ情報を公開することは、県民本位の健全な県政のためには絶対必要なことだと思う。

あらためて、専門審査会において審査された内容について開示請求する。ただし、各委員の氏名、所属名等、個人を特定できる情報については開示請求を取り下げる。審査会におかれては、何卒、地元の気持ちを理解いただき、適正な判断を下されるようお願いする。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件公文書の特定

本件請求に係る文書として、

(1) 平成18年度第1回専門審査会における議事の概要を記録した「第1回山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会議事録(概要)」の全て

(2) 平成18年度第2回専門審査会における議事の概要を記録した「第2回山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会議事録(概要)」のうち、本件処分場の設置許可申請の審査に係る部分

を特定した。

##### 2 本件公文書の内容及び構成

本件公文書の内容及び構成は、別紙1の各表の文書番号及び文書名欄のとおりである。

##### 3 非開示とした理由

(1) 条例第11条第5号該当（意思形成過程情報）

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置について許可をする場合においては、廃棄物処理法第15条の2第3項の規定により、あらかじめ、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないこととされている。これを受け、本県では、要綱を定め専門審査会を設置し、産業廃棄物処理施設の設置計画の審査に際し特に専門家の意見を聴取する必要がある等の場合にこれを開催することとしている。

本件公文書は、かかる法的位置づけにある専門審査会における協議の概要を記録したものであり、これに記録されている情報は、条例第11条第5号に規定する「県の機関…（中略）…の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部…（中略）…における審議…（中略）…等に関する情報」に該当する。

産業廃棄物処理施設の設置については、県知事が、専門的知識を有する者の意見を聴いて許可の可否を判断することとされている。県知事は、許可・不許可の決定に際して、聴取した当該専門的知識を有する者の意見を十分に参酌することは当然といえ、専門審査会における委員の意見が県知事の意思形成に少なからず影響を与える。このため、専門審査会の委員の氏名や所属名、専門審査会での意見が公開されることになれば、当該設置計画を推進する立場の者、これに反対する立場の者など、各方面からの干渉や圧力を受けることが十分考えられ、そうなれば、当該設置計画に係る自由な意見や情報の交換が妨げられるおそれがあるばかりか、将来の専門審査会の審議においても同様の事態が生じる蓋然性が高い。

本件公文書のうち、文書1-2、文書2、文書7-2及び文書8は、当該「専門審査会の委員の氏名や所属名、専門審査会での意見」に当たるものであり、また、文書3から文書6まで及び文書9は、専門審査会における説明のために県が作成した資料であって、公開することにより、「専門審査会での意見」を推測させ得るものである。したがって、これらの情報は、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがあるものであり、条例第11条第5号に規定する「公開することにより、将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

専門審査会における委員の意見は、前述のとおり、知事が許可の可否を判断する上での意思形成に少なからず影響を与える。このため、本件公文書を公開することになると、専門審査会における委員の過去の発言について、責任を問われ、或いは、各方面から様々な形で干渉や圧力等を受けることが想定される。

そうなれば、かかる状況を嫌気した委員の辞任という事態を惹起しかねないばかりか、将来における委員の確保が困難となり、審査事務に支障を来すといった事態も想定される。こうしたことから、本件公文書に記録された情報は、公開することにより、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になるおそれがあるものであり、条例第11条第6号に規定する「当該事務の性質上、公開することにより、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」

に該当する。

(3) 条例第11条第7号該当（協力・信頼関係情報）

これまで、県は、自由かつ率直な意見交換を行うため、審議の記録並びに委員の氏名及び所属名について非公開を条件に委員就任を依頼し、委員は、それを前提として自由な意見交換を行ってきた。このため、文書1-2、文書2、文書7-2、文書8及び文書9に記録されている情報は、非公開を条件に任意に提供された情報であり、「公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

(4) 条例第11条第8号該当（合議制機関等情報）

専門審査会の委員は、前述のとおり、各方面から干渉や圧力等を受ける蓋然性が高い状況に置かれており、本件公文書に記録された情報が公開されることにより、専門審査会において自由な意見の交換や情報の提供等が行われなくなるおそれがある。

したがって、本件公文書に記録された情報は、条例第11条第8号に規定する「公開することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

(5) その他

本件処分では、文書1-1及び文書7-1も非開示とした。

これを非開示とした理由は、これらを公開することにより、専門審査会の委員と推定される専門家の勤務先に存する出張簿等の閲覧結果との照合により委員が特定され、その結果、当該委員が干渉や圧力等を受けるという、上記(1)から(4)までと同様の事態が発生することが考えられるためである。

4 まとめ

本件公文書には、以上の非開示の事由に該当する情報が記録されており、当該非開示情報以外の情報は、当該非開示情報と一体となって、ひとまとまりの情報を成しているため、本件公文書の全部を非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、本件処分場の設置許可申請に係る設置計画の審査等について開催された専門審査会の会議の議事録及び当該会議において配布、説明された関係資料であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

実施機関は、本件公文書が条例第11条第5号、第6号、第7号及び第8号に該当することを理由して本件処分を行っていることから、以下、実施機関の主張する非開示理由の該当性について検討する。

2 条例第11条について（実施機関が非開示決定通知書及び理由説明書において説明する非開示理由に係るもの）

(1) 第5号について

条例第11条は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

## (2) 第6号について

条例第11条は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、

適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(3) 第7号について

条例第11条は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいうとされている。

なお、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(4) 第8号について

条例第11条は、第8号に規定する「実施機関（知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等（県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。）（以下この号において「合議制機関等」と総称する。）の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、合議制機関等が一般の行政機関と異なり、その意思形成に関して自由な発言の場を確保し、微妙な討議の過程を必要とする場合があるため、公開することにより、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「その他これらに類する合議制機関等」とは、法令等に基づいて設置されたものではないが、設置の目的、構成、機能等から附属機関に類似した機能をもつ懇話会等をいうとされている。

なお、附属機関等の会議の公開を定めた条例第21条において、同条第1号又は第2号の規定に基づき非公開で行う会議であっても、それが直ちに当該会議の会議録等の非開示に結び付くものではないことに留意することとしている。

また、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、ま

た、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### 3 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により見分したところ、本件公文書は、平成18年度に開催された2回の専門審査会の会議における協議の概要が記載された議事録及びそれぞれの会議において各委員に配布された関係資料であることを確認した。

文書1及び文書7は、いわゆる議事録であるが、実施機関は、理由説明書において非開示理由を説明するために、便宜上、日時及び場所等を記載した部分と出席者の意見の概略を記載した部分に分けているものであることを確認した。

文書2及び文書8は、会議の配席図であるが、専門審査会の事務局である実施機関の職員の氏名及び役職名と併せて、会議に出席した委員の氏名及び所属名が記載されていることを確認した。

その他の文書は、実施機関が理由説明書において説明するように、専門審査会における説明のために実施機関が作成、又は取得した資料であり、特に文書5は、本件処分場の位置や周囲の状況等が記載されている地図情報であることを確認した。

#### (1) 条例第11条第5号該当性について

専門審査会の法的位置づけについては実施機関が理由説明書において説明しているところであり、専門審査会における委員の意見が知事意思形成に影響を与えることは十分認められることから、本件公文書は、全体として本件処分場の設置許可に係る意思形成過程情報であると捉えることができる。

また、産業廃棄物の処理に関しては住民の関心も高く、専門審査会の委員のように産業廃棄物処理施設の設置計画に関する審査を行う委員は、当該設置計画を推進する立場の者、これに反対する立場の者など、各方面からの干渉や圧力を受けることは十分考えられ、これにより、当該設置計画の審議だけでなく、将来の審議においても自由な意見や情報の交換が妨げられるおそれがあるという実施機関の主張も理解できる。

しかし、委員の氏名、職名及び所属名を非開示とすれば、各委員の発言要旨は専門家が客観的な資料等に基づいて専門的かつ公平中立な立場で述べられたものであり、その他の関係資料と併せて開示したとしても、実施機関が主張するようなおそれがあるとは認められない。

#### (2) 条例第11条第6号該当性について

実施機関は、本件公文書を公開すると、専門審査会の会議における委員の過去の発言について責任を問われ、或いは、各方面から様々な干渉や圧力を受けることを嫌気した委員の辞任という事態を惹起しかねないばかりか、将来における委員の確保が困難となり、審査事務に支障を来す事態が想定されると主張する。

しかし、委員の氏名、職名及び所属名を非開示とすれば、匿名とされた委員の本件事案に係る発言要旨について、直接、各委員が責任を問われ、或いは各方面から様々な干渉や圧力を受けるおそれはないものと考えられる。また、仮に匿名と

された委員の発言要旨に対して各方面から様々な批判等がされたとしても、発言した者が特定されない状態では、そのことによって、委員が辞任を申し出たり、新たな就任を拒否される等により将来における委員の確保が困難となるといった事態が起こり得るとは想定し難いものであり、実施機関が主張するようなおそれは認められない。

#### (3) 条例第11条第7号該当性について

実施機関は、これまで、専門審査会の委員に対し、審議の記録並びに委員の氏名及び所属名について非公開を条件に就任を依頼し、委員は、それを前提として自由な意見交換を行ってきたことから、本件公文書のうち議事録及び配席図等を公開することにより、委員との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると主張する。

しかし、附属機関等の会議の公開を定めた条例第21条には、第1号又は第2号において、当該会議を公開しないことができる場合が規定されているが、会議を非公開で行うことと当該会議の議事録及び資料（以下「議事録等」という。）を非開示とすることは性質を異にするものであり、議事録等の開示・非開示の判断は条例の規定により行われるべきものである。したがって、会議の非公開を委員就任の条件とすることができたとしても、条例が、非公開としている会議の議事録等を一律に全部非開示とすることを認めていない以上、議事録等の非公開を同条件とすることはできないものであり、本件公文書における議事録及び配席図等の開示により委員との協力関係又は信頼関係が損なわれるとする実施機関の主張は採用することができない。

#### (4) 条例第11条第8号該当性について

実施機関は、本件公文書を公開することにより、専門審査会において委員が自由な意見の交換や情報の提供等が行われなくなるおそれがあると主張する。これまで述べてきたとおり、専門審査会の委員が各方面からの干渉や圧力等を受けるおそれがあることは十分考えられる。

しかし、委員の氏名、職名及び所属名を非開示とすれば、それ以外の部分を開示することにより、実施機関が主張するような当該合議制機関の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれはないものとする。

#### 4 会議の日時、場所等を記載した部分について

実施機関は、会議の日時、場所等を記載した部分を非開示とした理由について、これらを開示した場合、専門審査会の委員と推定される専門家の勤務先の出張簿等の閲覧により、委員が特定され、その結果、当該委員が干渉や圧力等を受ける事態が発生すると主張する。

しかし、実施機関が主張するようなおそれがあるとしても、条例第21条に規定する附属機関等の会議の公開に関する事務等の取扱いを定めた「附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要領」には、会議の公開・非公開にかかわらず、会議の日時・場所の情報は、会議終了後の事務として作成する「附属機関等の会議実施報告書」に記載し、一般の閲覧に供することとされている。そうすると、附属機関等として位置づけられている専門審査会の会議について、当該会議の日時、場所の情報を非開示と

することを是認することはできない。

5 条例第11条第2号（個人情報）について（実施機関が非開示決定通知書及び理由説明書において説明していない非開示理由に係るもの）

実施機関は、本件公文書を条例第11条第5号、第6号、第7号及び第8号に該当するとして非開示とし、本件処分に係る非開示決定通知書及び本件諮問に係る理由説明書においても、それ以外の非開示理由を主張していない。

しかし、本件公文書には、実施機関が主張する非開示理由以外の理由に該当すると思われる情報が見受けられたことから、以下、その該当性について検討する。

(1) 第2号について

条例第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により見分したところ、会議の関係資料である文書5「本件処分場の位置や周囲の状況等を記した図面4葉」のうちの図面1葉の中に、住民の居住する場所を示す情報（以下「本件個人情報」という。）が含まれていることを確認した。本件個人情報については、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

ところで、本件個人情報は、記載されている文字等の部分のみを非開示としたとしても、全体の図面の構成等から、なお本件個人情報の内容が判明するおそれがあることから、本件個人情報を含む図面1葉の全てを非開示することが妥当と考える。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、当審査会の結論は以上のとおりであるが、実施機関が行う決定に関し、当審査会より以下の点について意見を付しておく。

当審査会がインカメラ審理によって本件公文書を見分したところ、文書2から文書4及び文書8を除く文書には本件法人に関する情報（以下「本件法人情報」という。）が含まれていることを確認した。

条例第11条第3号は、「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことがで

きるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

審査会が見分した限り、本件法人情報のどの部分にどのような不利益性があり、さらに公益上公開することが認められるものかについて容易に判断することはできないことから、そのためには本件法人への意見聴取が必要であると考えられる。

この点について実施機関に意見を求めたところ、実施機関としては、本件処分は条例第11条第5号ないし第8号の各号に該当するとして非開示決定しており、本件法人情報について同条第3号の非開示事項への該当性を判断するまでもないことから、この時点においては、そのための本件法人に対する意見聴取は行わないとのことであった。

しかし、実施機関が本答申を踏まえて、本件処分を取り消し、第1に掲げる審査会の結論どおりの決定を行った場合、本件公文書に含まれる本件法人情報は、条例第11条第3号の非開示事項への該当性が検討されないまま開示されてしまうことになるが、当審査会の判断は、必ずしも同号の非開示事項に該当する本件法人情報が存在しないとの前提に立つものではない。したがって、実施機関は、新たな決定を行う際には、改めて、本件公文書に含まれる本件法人情報について同号の非開示事項への該当性を検討する必要がある。

## 第6 審査会の審査経過等 別紙2のとおり

別紙1

1 平成18年度第1回山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会議事録（概要）の  
 全て

文書番号	文書名	審査会が非開示妥当と判断した事項 又は部分
文書1	会議の日時、場所等を記載した部分 及び出席者の意見の概略を記録した 部分から成る文書	専門審査会の委員の氏名及び職名
文書 1-1	会議の日時、場所等を記載した部分	
文書 1-2	出席者の意見の概略を記録した部分	
文書2	会議の配席図	専門審査会の委員の氏名及び所属名
文書3	本件処分場の設置許可申請の経緯等 を記した文書	—
文書4	許可手続の流れを図示した文書	—
文書5	本件処分場の位置や周囲の状況等を 記した図面4葉	住民の居住する場所を示す情報を含 む図面1葉（頁番号「-6-」と記載） の全て
文書6	廃棄物の処理工程を図示した文書	—

2 平成18年度第2回山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会議事録（概要）の  
 うち本件処分場の設置許可申請の審査に係る部分

文書番号	文書名	審査会が非開示妥当と判断した事項 又は部分
文書7	会議の日時、場所等を記載した部分 及び出席者の意見の概略を記録した 部分から成る文書	専門審査会の委員の氏名及び職名
文書 7-1	会議の日時、場所等を記載した部分	
文書 7-2	出席者の意見の概略を記録した部分	
文書8	会議の配席図	専門審査会の委員の氏名及び所属名
文書9	第1回専門審査会での委員の指摘事 項等に係る確認内容を整理した文書 7葉	—

別紙 2

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成 25 年 5 月 31 日	実施機関から諮問を受けた。
平成 25 年 6 月 7 日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成 25 年 6 月 17 日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 25 年 6 月 24 日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成 25 年 7 月 8 日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成 25 年 7 月 11 日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成 25 年 12 月 19 日	事案の審議を行った。
平成 26 年 2 月 4 日	事案の審議を行った。
平成 26 年 3 月 24 日	事案の審議を行った。
平成 26 年 4 月 28 日	事案の審議を行った。
平成 26 年 6 月 2 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
高松恵子	司法書士	
徳田恵子	弁護士	
三間地光宏	山口大学教授	会長
森永敏夫	公認会計士	
山元浩	弁護士	会長職務代理者

(平成26年6月2日現在)